

監査の結果に基づき講じた措置の内容の公表について

監査の結果に基づき講じた措置の内容について通知があったので、地方自治法第199条第14項及び八尾市監査基準第17条の規定により当該措置等の内容を次のとおり公表します。

令和6年8月29日

八尾市監査委員	浅	川	昌	孝
同	木	虎	孝	之
同	前	園	正	昭
同	鑄	方	淳	治

記

1 措置の内容の通知

令和5年度財政援助団体等監査（公益社団法人八尾市シルバー人材センター）
の結果に対する措置

令和6年8月19日付け八健地第626-2号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の内容については、市役所本館3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

令和５年度財政援助団体等監査の結果に対する措置の内容
公益社団法人八尾市シルバー人材センター

指 摘 事 項	講じた措置又は経過				
1 契約事務について 本法人においては、市所有の施設の維持管理や安全管理等に係る業務委託を受注しているが、当該業務委託に係る契約の締結に際し、その証として市と作成した契約書において、本法人の押印が漏れているものが見受けられたので、適正な事務処理を行われたい。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="694 271 837 313">措置状況</td><td data-bbox="837 271 1463 313">1. 措置済（令和６年４月１日）</td></tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="694 313 1463 613">業務委託契約に係る契約書の押印漏れについて、漏れていたものに押印するとともに適正な事務処理を行うよう改めました。</td></tr> </table>	措置状況	1. 措置済（令和６年４月１日）	業務委託契約に係る契約書の押印漏れについて、漏れていたものに押印するとともに適正な事務処理を行うよう改めました。	
措置状況	1. 措置済（令和６年４月１日）				
業務委託契約に係る契約書の押印漏れについて、漏れていたものに押印するとともに適正な事務処理を行うよう改めました。					
2 文書事務について 市からの業務委託に関し契約を締結する場合において、決裁区分が誤っているものが見受けられたので、公益社団法人八尾市シルバー人材センター事務決裁規程に基づき適正な事務処理を行われたい。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="694 613 837 656">措置状況</td><td data-bbox="837 613 1463 656">1. 措置済（令和６年５月１０日）</td></tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="694 656 1463 922">業務委託契約における決裁区分について、公益社団法人八尾市シルバー人材センター事務決裁規程に基づく適正な事務処理を行うよう改めました。</td></tr> </table>	措置状況	1. 措置済（令和６年５月１０日）	業務委託契約における決裁区分について、公益社団法人八尾市シルバー人材センター事務決裁規程に基づく適正な事務処理を行うよう改めました。	
措置状況	1. 措置済（令和６年５月１０日）				
業務委託契約における決裁区分について、公益社団法人八尾市シルバー人材センター事務決裁規程に基づく適正な事務処理を行うよう改めました。					